



環政第1206号
令和元年10月31日

糸満市長 上原 昭 殿

沖縄県知事 玉城康裕



(仮称) 糸満市物流団地等造成事業に係る計画段階環境配慮書に対する
知事意見について

令和元年9月30日付けで送付されたみだしの計画段階環境配慮書について、沖縄県
環境影響評価条例第4条の5の規定に基づき、別添のとおり環境の保全の見地からの
意見を述べます。

(仮称)糸満市物流団地等造成事業に係る計画段階環境配慮書に対する知事意見

(仮称)糸満市物流団地等造成事業(以下「配慮書対象事業」という。)は、「第4次糸満市総合計画(後期基本計画)」において標榜する定住促進、雇用の拡大と安定、産業振興に資するとともに、沖縄21世紀ビジョンの実現に向けた各種県施策との連携・支援を通じ、県経済の発展に資することを目的としている。

事業実施想定区域は、糸満市西海岸沿いのほぼ中央に位置し、区域全域が市街化調整区域に指定されているほか、区域及びその周辺には、学校、病院及び社会福祉施設等の環境保全について配慮が特に必要な施設が複数存在している。また、区域内には、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)に基づく自然環境保全基礎調査の第6回・第7回調査(植生調査)において、植生自然度が高いとされた植生が存在する。加えて、区域及びその周辺には周知の埋蔵文化財包蔵地である「真栄里兼久原遺跡」、「川田原貝塚」及び「伊敷グスク」並びに複数の拝所が存在している。

また、本計画段階環境配慮書(以下「本配慮書」という。)において、本配慮書対象事業の事業実施想定区域は、「糸満市土地利用(真栄里地区)基本構想」(平成30年5月)にて新たな産業の受け皿となる用地として唯一の適地として示された真栄里地区を選定しており、当該区域内にて、公共交通ターミナルの形成及び多機能化・高機能化した次世代型物流団地の形成を図ることとしている。

このような地域特性や事業特性を踏まえ、本配慮書では、重大な環境影響のおそれがある計画段階配慮事項として、陸域生物、生態系(陸域生態系)及び歴史的・文化的環境を選定し、予測及び評価を行っている。

配慮書手続では、事業計画の検討段階を対象としており、事業の早期段階において、より柔軟な環境配慮を講じることによって効果的に環境影響の回避、低減を図ることを目的としていることから、今後、物流団地等の規模、形態及び配置(以下「配置等」という。)を検討する際には、可能な限り具体化し、懸念される環境への影響について十分に配慮する必要がある。

また、事業計画の策定についても、上位計画である「第4次糸満市総合計画(後期基本計画)」等の環境の保全に関する施策との整合を図る必要がある。

については、本事業計画における物流団地等の配置等の選定については、下記に示す事項について十分に検討した上で行うこと。

記

1 総論

- (1) 本配慮書対象事業では、物流団地等の配置等が具体化されていないことから、今後、本事業計画を検討するに当たっては、物流団地等の配置等について、可能な限り具体化し、それらの情報を基にできる限り定量的な予測及び評価を行うこと。また、施設等の配置計画の選定に加えて、今後検討するこれらの施設の種類や規模等については、特に、大気質、騒音、振動、陸域生物、生態系及び歴史的・文化的環境に係る環境影響の重大性の程度を整理した上で、2の事項について、総合的に検討し、可能な限り環境への影響を回避・低減する計画とすること。
- (2) 本配慮書において、開発配慮箇所(案)から除外した開発配慮箇所候補である自然性の高い森林群落及び森林生態系については、除外した理由及び検討経緯が具体的に示されていない

いことから、その妥当性が判断できない。については、前述の総合的な検討を踏まえ、必要に応じて開発配慮箇所（案）から除外した箇所についても改めて開発配慮箇所（案）に追加することを検討し、それらの検討経緯を具体的に示すとともに開発配慮箇所（案）については、可能な限り保全する計画とすること。また、基本構想の発展的見直しの検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2 各論

(1) 大気質、騒音及び振動について

事業実施想定区域周辺は、国道 331 号豊見城道路・糸満道路が整備されたことにより、交通量が増加している地域であることに加え、本配慮書対象事業は当該地域に新たに物流団地及び公共交通ターミナルを造成する事業であることから、本配慮書対象事業の実施により、供用時の交通量増加に伴う大気質、騒音及び振動による生活環境への影響が懸念される。さらに、事業実施想定区域及びその周辺は、多数の住居及び複数の環境保全についての配慮が特に必要な施設が存在していることから、事業の計画段階において、周辺地域への大気質、騒音及び振動の影響を可能な限り回避・低減を図ることが求められる。

については、物流団地等の配置等の検討に際しては、大気質、騒音及び振動による生活環境への影響についても配慮し、可能な限りその影響を回避・低減する計画とすること。

(2) 水象について

施設等の存在及び供用時の計画段階配慮事項として水環境を選定しなかった理由として、「本事業は、物流団地や公共交通ターミナルの造成事業であり、排水等発生施設の立地はないこと」としているが、本配慮書対象事業においては、物流団地等の整備により広範囲の既存の樹林地や耕作地が改変されることが想定されることに加え、事業実施想定区域及びその周辺には複数の農業用・雑用水用井戸及び湧水が存在することから、降雨時の雨水及びその他地表水等の排水経路の変化による水象への影響が懸念される。近年は集中豪雨、局地的大雨も多く発生していることから、事業の計画段階において、その影響を可能な限り回避・低減を図る必要がある。

については、物流団地等の配置等の検討に際しては、専門家等の助言を踏まえた上で、必要に応じて水象への影響についても配慮し、可能な限りその影響を回避・低減する計画とすること。

(3) 陸域生物及び陸域生態系について

事業実施想定区域内には、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査の第 6 回・第 7 回調査（植生調査）及び現地調査において植生自然度が高いとされた森林が存在している。加えて、当該区域内の既存の緑地は戦後形成された都市地域に残る数少ない重要な森林である。さらに、当該区域内では、「沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータおきなわ）第 3 版」にて絶滅危惧 1A 類及び 1B 類に指定されている植物種並びに絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）に基づく国内希少野生動植物種に指定されているアマノヤマタカマイマイ及び沖縄県文化財保護条例（昭和 47 年沖縄県条例第 25 号）に基づく沖縄県指定天然記念物に指定されているクロイワトカゲモドキ等の貴重な動植物種が生育・生息している可能性があることから、本配慮書対象事業の実施により、

陸域生物及び陸域生態系への影響が懸念される。また、当該区域及びその周辺の緑地帯は緑の回廊としての機能を有している可能性があることから、物流団地等の配置等の検討に当たっては、当該地域における緑の回廊としての機能を損なわないよう周囲の自然林及び緑地帯との連続性の維持に配慮することを含め、専門家等からの助言を踏まえた上で、これら重要な自然環境の改変を最大限回避する計画とすること。

(4) 歴史的・文化的環境について

事業実施想定区域及びその周辺には周知の埋蔵文化財包蔵地である「真栄里兼久原遺跡」、「川田原貝塚」及び「伊敷グスク」が存在し、区域内には地域の祭礼等で現在も使用されている拝所である「ワングチ」及び「クグシクユー」が存在していることから、本配慮書対象事業の実施により、これら歴史的・文化的環境への影響が懸念される。また、「伊敷グスク」に隣接する区域においては、開発配慮箇所（案）から除外されているが、当該グスクは、区域に隣接する伊敷集落の住民によって、伝統的な祭事を行う重要な祭礼等の場として利用されている。

については、当該地域における歴史的・文化的環境に係る環境影響評価を実施するに当たっては、事業実施想定区域に包含されているかにかかわらず、地形も含めた集落構造を一体的に把握すること。また、物流団地等の配置等の検討に当たっては、文化財等の詳細な位置及び利用状況を把握するとともに、地域住民及び関係行政機関等の意見を踏まえた上で、適切に調査、予測及び評価を行い、事業実施によるこれら文化財等への影響を可能な限り回避・低減する計画とすること。

3 方法書以降において講ずるべき措置について

- (1) 糸満市が策定した「糸満市土地利用（真栄里地区）基本構想」における開発面積と本事業における事業実施想定区域が異なることについて、その関係性及び区域の選定に至った検討経緯を適切に記載すること。
- (2) 陸域植物については、専門家ヒアリングにより事業実施想定区域に重要な種が生育する可能性があることから、植物相に係る詳細な現地調査を実施した上で、予測及び評価を行うこと。
- (3) 現存植生図の作成に当たっては、植物社会学的植生調査法等の方法で植生調査を実施し、可能な限り群落または群集による植生区分を把握すること。